

令和4年11月8日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会
会長 海老澤 模奈人



厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について（答申）

令和4年7月21日付けをもって諮問のありました厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。



厚木市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) の改定について
答 申

厚木市環境審議会

令和4年11月8日

答 申

厚木市は、令和3年2月にゼロカーボンシティを表明し、厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にも2050年CO2排出量実質ゼロを長期目標に掲げた。

その後、我が国は、2030年度の温室効果ガス削減目標を従来の26%から47%に大幅に上方修正し、カーボンニュートラルを目指す姿勢を明確に示した。

厚木市においてもカーボンニュートラル実現のための道筋を示すために厚木市カーボンニュートラルロードマップの策定に着手した。その中で、カーボンニュートラルを実現するために必要な2030年度におけるCO2削減量や再生可能エネルギーの導入量が示されるため、並行して地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の必要が生じたものである。

同計画は、2030年度の目標を確実に達成するための取組を示すことが必要であり、厚木市カーボンニュートラルロードマップで示される目標達成に実現性を持たせる重要なものである。

一方で、CO2の削減は、一地方公共団体の取組だけで行っていくものではない。

パリ協定（2015年12月採択、2016年11月発効）では、産業革命以降の気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えることを目標として掲げ、世界各国に削減目標の提出・更新を義務付けており、それぞれの国が対策を講じている。

我が国においても地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定のほか、脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100か所実現し、それを伝播させる脱炭素ドミノなど積極的な取組が展開されている。

また、経済界では、ESG投資の潮流に基づき、多くの大企業が自らの事業活動におけるカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、元請けに対してCO2削減要請を強めており、下請け企業に対しても波及する動きが既に始まっている。

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定においては、そのような背景を意識し、行政の取組だけでなくあらゆる主体の取組を訴えるものとしなければならない。

示された案は、このような考えを的確に捉え作成されたものと言えるほか、意見交換会を実施するなど、厚木市が積極的に進めている、市民参加・市民協働の理念を確実に取り入れているものと評価できる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意するとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、周知や取組を実施する中でいかされることを望む。

1 将来像及び施策体系について

「市民協働で目指す脱炭素社会」を継続することは、改定前から2050年CO₂排出量実質ゼロを長期目標に置く本計画において一貫性がある。

施策体系については、計画改定と同時に策定される厚木市カーボンニュートラルロードマップを意識し、家庭、企業、行政といった主体ごとに再構成したことにより分かりやすくなっている。

2 目標について

(1) CO₂削減目標について

2030年度までに達成しなければカーボンニュートラルを達成できないという国の目標である2013年度比46%削減を上回る50%という目標を掲げたことは評価できる。

一方で、目標の達成は市のみならず、国、県の取組も必要不可欠であるため、積極的に国や県と連携し、必要に応じて支援を求める働き掛けをするなどし、市民に対しても市単独の資源により達成するものではないことを周知されたい。

また、市民に対しては、市として目標達成のために予算が必要であることについて、十分に理解を求められたい。

(2) 再生可能エネルギー導入目標について

現在約44MWの太陽光発電を2030年度に160MWにするという目標は、2050年に400MWが必要になることからのバックキャストिंगであることは理解が得られるものとする。

しかしながら、現状を考慮するとかなりの促進策が必要になると考えられるため、国、県の協力を得ながら進められたい。

また、市民にとっては、太陽光発電を設置する費用負担が生じることから、実現可能性に疑問を持たれることも考えられるため、市内に太陽光発電のポテンシャルが十分にあることを周知し、設置費用を低減させる策も同時に検討されたい。

3 取組について

(1) 再生可能エネルギーの導入について

これまでは、売電のメリットにより導入が進んできたが、今後は、太陽光発電と蓄電池の設置を推進し、自家消費を中心とした導入策を進められたい。

なお、高い再生可能エネルギー導入目標を掲げる中において、農地におけるソーラーシェアリングの推進は有効であると考えられることから、推進策を講じられたい。

また、太陽エネルギーについては発電以外にも熱利用が有効であるため、導入策を

検討するとともに、エネルギーを一択とすることの危険も考慮し、熱エネルギーの活用やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーの展開の必要性も意識されたい。

(2) 企業向けの実施について

CO₂ 排出量は、産業部門、その他業務部門合わせて全体の7割近く占めており、集中的に対策する必要があるため、重点的に検討されたい。

また、製造業などは使っている油をガスに変えることでCO₂ の排出量が減るため、電化だけでなくガス化も有効である。

(3) 二酸化炭素吸収源の整備について

森林吸収は年数が掛かり、土地が限られていることを考慮し、吸収固定する方策についても検討されたい。

これまでは、二酸化炭素吸収源の整備策として「農地の保全」が施策に位置付けられているが、吸収源整備の取組としては違和感がある。ヨーロッパでは地球温暖化対策として農地を森林にするなど農地の変更の動きもあるため、位置付けについて検討されたい。

なお、農業の取組の中において、田んぼにおけるメタンの排出等、営農から排出される温室効果ガスを抑える方策なども考慮されたい。

また、屋上緑化については、太陽光発電を推進する方向性と矛盾が生じるため、計画への位置付けについて検討されたい。

(4) 取組の実施について

取組の実施に当たっては、市の予算を使うことについての必要性の理解を求められたい。

5 促進区域について

地球温暖化対策推進法の改正により設定が可能となった促進区域について、厚木市の再生可能エネルギーのポテンシャルにおいて、建物の屋上・屋根の太陽光発電が大部分を占めることから、建物の屋根及び敷地を促進区域に設定することは理解できる。

しかしながら、太陽光発電以外の再生可能エネルギーや区域外の導入を推奨しないと誤解されないよう慎重に表現されたい。

6 その他

新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻など、経済活動に大きな影響がある状態を基にした推計は正確なものにならない可能性がある。

また、今後、二酸化炭素排出権取引の制度化や革新的な技術開発など将来の数値に大きな影響を与える事象が生じた場合には、柔軟に見直すなど適切に対応されたい。